

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03307

研究課題名（和文）行政参加手続の新展開

研究課題名（英文）A new trend of administrative procedures for public participation

研究代表者

正木 宏長（Masaki, Hirotake）

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：30388079

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果としては、まず、アメリカの行政法教科書の翻訳を行ったことが挙げられる。これによりアメリカ行政法の全般について近時の体系的到達点を明らかにすることができた。次に、アメリカの略式規則制定手続について近時の問題や実務上の取組みについて研究を行った。これにより、パブリックコメント手続のアメリカでの現況を明らかにすることで、日本で行政立法手続を論じていく上での着眼点を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究でアメリカの行政法教科書の翻訳を行ったが、わが国では約20年ぶりの刊行であり、これによって最新のアメリカ行政法の体系を日本に紹介することができた。今後のアメリカ行政法研究についての全般的な基礎研究を提供することができたと考えている。また、アメリカの略式規則制定手続に関する研究を行ったが、現在の日本でもパブリックコメントは普及したが、一方で問題のある運用のようなものも見られるようになっているので、その改善方法を検討するうえで参考となる基礎研究を提示することができた。

研究成果の概要（英文）：First, the result of this study is the translation of the text of American administrative law. This work revealed the progress of recent American administrative law, generally. Second, I had studied recent problems or practical matters about informal rulemaking procedures in America and I got viewpoints to discuss rulemaking procedures in Japan.

研究分野：行政法

キーワード：行政法 アメリカ行政法

1. 研究開始当初の背景

行政手続への住民・国民の参加は20世紀から行政法学のテーマの一つであった。本研究はアメリカ行政法における行政参加の議論を手がかりに、行政参加手続に関する新たな理論的基礎を探求するものである。

行政参加については、わが国の行政法学においても、戦後期から議論の蓄積があるところである。これまで各国の制度が紹介されてきたが、アメリカについては行政手続との関連で、参加制度が紹介されてきた。古くは鶏飼信成や橋本公恒のアメリカの行政手続の研究に始まり、小高剛の研究を経て、近時では、宇賀克也、中川丈久、紙野健二、大浜啓吉によって、アメリカの連邦行政手続法における行政参加の制度と理論が紹介されてきた。

アメリカでは連邦行政手続法制定時には、略式規則制定手続はそれほど重んじられてはいなかったが、次第に参加の価値が強調されるようになり、行政機関が単独で決定を行うと専断的な決定がなされるので、国民の参加を促すよう行政手続を充実させることで、公衆からの情報インプットが増大し、行政決定がより良いものとなるという主張が有力になっていった。アメリカにおいてはこのような議論を受けて、判例法によって行政手続が強化され、立法においては、交渉による規則制定手続が実験を経て導入された。

しかし、現在のアメリカの議論では、略式規則制定手続については行政機関の負担増が言及され、交渉による規則制定手続も導入から十数年を経て、交渉による規則制定手続の成果に対する疑問や、手続の限界が認識されつつあるように思える。他方で行政手続についてはインターネットの発展を受けて電子化が進行し、新たな位置づけを与える理論が現れている。交渉による規則制定手続を「新しい統治(new governance)」として評価する説も見られるところである。「新しい統治」の議論では、従来型の命令管理型の規制にかわるものとして、事業者の自己規制や情報開示を通じた協働的な規制が重要視されている。

2. 研究の目的

アメリカの行政参加の手続として、略式規則制定手続や交渉による規則制定手続が知られているが、近時、従来までの手続について新たな観点からの検討がなされ、新しい行政参加のモデルが提唱されている。日本でもかねてから行政参加の拡大の必要性が主張されていたが、行政改革によりパブリックコメント手続が導入されている。

本研究は、アメリカにおける新たな行政参加論の展開を追うことにより、日本における新たな行政参加手法を提言することで、行政手続に関する議論の深化をもたらすことを目的とする。従来までのアメリカの行政手続の研究においては、制度導入時の議論の紹介が多く、近時におけるアメリカにおける議論の展開は必ずしも意識されてはいなかったが、本研究は制度運用を踏まえたうえでアメリカの議論を辿ることにより、制度実施の経験を踏まえた理論を探求するものである。

3. 研究の方法

本研究では、アメリカにおける現在のパブリックコメントの実態やコメントの評価に関する新理論、交渉による規則制定手続に関する近時のアメリカの議論、近時アメリカで主張されている新形態の行政参加手続、公私協働論などを検討する。

第一に、略式規則制定手続の際のパブリックコメント手続に関し、新形態でのコメント評価方法を探求する動きを追う。略式規則制定手続はアメリカではかねてから行われているところだが、ここでは、選挙による投票と同様のものとしてコメントを評価するレファレンダムモデルによるパブリックコメント手続の使用や、価値序列(value-laden)に従ったコメントの評価といった、アメリカでの新たな議論動向を追うことで、パブリックコメント手続におけるコメントの評価方法に関する新機軸を明らかにする。

第二に、アメリカにおける新しい形態の行政参加の構想を検証する。アメリカにおいては近時、情報市場の活用や陪審モデルによる行政決定への市民参加、市民諮問委員会の開催といった新たな行政参加手続が提唱されるに到っている。まず、これらの新たな手続の構想を追うことでその概要を明らかにする。そして、これらの新形態の行政参加手続の有効性について、アメリカでの議論を手がかりに検証する。

これらによってアメリカにおける行政手続論の新展開を明らかにし、それに基づいて比較法的考察を行うことで、日本における行政手続の改善策や、新たな行政参加手法を提示する。研究方法は、基本的に文献研究を中心とした理論的考察となる。

4. 研究成果

本研究でアメリカの行政法教科書の翻訳を行ったが、わが国では約20年ぶりの刊行であり、

これによって最新のアメリカ行政法の体系を日本に紹介し、最新のアメリカ行政法体系全体の中でのパブリックコメントの位置づけを明らかにすることができた。今後のアメリカ行政法研究についての全般的な基礎研究を提供することができたと考えている。

また、アメリカの略式規則制定手続に関する研究を行い、パブリックコメント手続に関する様々なモデルやコメント評価の方法、パブリックコメントを実効化するための実務上の取組を検討したが、現在の日本でもパブリックコメントは普及したが、一方で問題のある運用のようなものも見られるようになっているので、その改善方法を検討するうえで参考となる基礎研究を提示することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 正木宏長	4. 巻 23号
2. 論文標題 アメリカにおける規則制定手続の新動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 47-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 正木宏長	4. 巻 80号
2. 論文標題 学界展望 行政法 総論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 258-267
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 正木宏長	4. 巻 447号
2. 論文標題 公務員退職一時金返還利率事件	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 24-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 正木宏長	4. 巻 [2018-2]
2. 論文標題 行政機関が裁判所の命令を履行しない時 Nicholas R. Parrillo, The Endgame of Administrative Law: Governmental Disobedience and the judicial Contempt Power	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 271-274
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 正木宏長	4. 巻 81
2. 論文標題 学界展望 行政法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 270-280
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 正木宏長
2. 発表標題 公共事業の持続可能性 水道事業の担い手に着目して
3. 学会等名 日本公法学会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 リチャード・J・ピアース・Jr. (正木宏長訳)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 252
3. 書名 アメリカ行政法	

1. 著者名 磯部力先生古稀記念論文集刊行委員会	4. 発行年 2016年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 526
3. 書名 『都市と環境の公法学 磯部力先生古稀記念論文集』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----